

至誠館大学図書委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、至誠館大学学則第7条及び至誠館大学附属図書館管理運営規程第25条の規定に基づき、至誠館大学図書委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる図書館の運営に関する事項を審議する。

- (1) 図書館予算に関する事項
- (2) 図書、雑誌、視聴覚資料及びその他の資料の収集、選定、受贈及び廃棄に関する事項
- (3) 図書及び施設の利用に関する事項
- (4) 学長が諮問した事項
- (5) 委員が提議した事項
- (6) その他図書館の運営に関する事項
- (7) 紀要の投稿に関する事項
- (8) 紀要の作成、編集に関する事項
- (9) その他研究紀要の編集に必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって組織する。

- (1) 附属図書館長
- (2) 教育職員の中から学部長が指名する者
- (3) 総務課長

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、館長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が議長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 第3条第1項第2号及び第3号の委員に事故があるときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理者を出席させることができる。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員の3分の1以上の者から付議事項を示して委員会招集の請求があったとき委員長は、これを招集しなければならない。

(委員以外の出席)

第7条 委員長がとくに必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、図書館事務室において処理する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

現行の「至誠館大学紀要編集委員会規則」は、この規則の施行をもって廃止する。

制定 平成19年 4月 1日 (制 定)

改正 平成26年 4月 1日 (第1回改正)

平成31年 4月 1日 (第2回改正)